

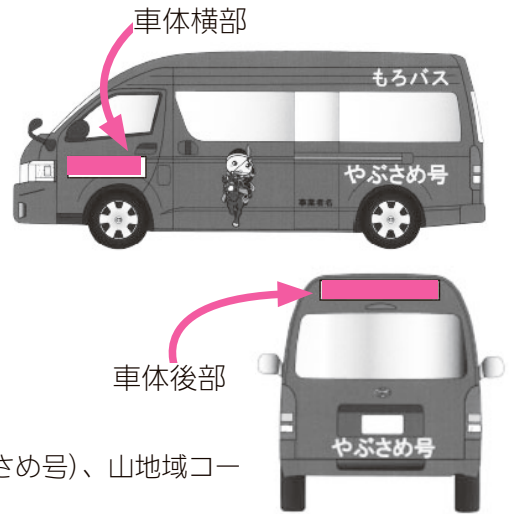


## 町内循環バスに掲載する広告を募集します

毛呂山町町内循環バス（もろバス）の車体に有料広告枠を設置し、地域の活性化及び町財源の確保を目的とした有料広告物の募集を行います。町内を走るもろバスに広告を掲載して、お店や商品のアピールをしませんか。

※広告の素材はマグネットシールとします。

掲載位置	掲載枚数	広告の大きさ		掲載料 (月額・消費税込)
		縦	横	
車体後部	1枚	20cm以内	100cm以内	5,000円
車体横部 (乗車側・助手席ドア)	1枚	18cm以内	60cm以内	5,000円



▶**対象車両** 里地域北コース（めじろ号）、里地域南コース（やぶさめ号）、山地域コース（ゆず号）の3台

▶**広告掲載期間** 1月単位。複数月での申込も可能

▶**申込み方法** 申請書と広告の原稿（A3またはA4用紙に印刷したもの）を役場3階企画財政課企画係に提出  
※申請書は町HPからダウンロードまたは企画財政課窓口にて入手できます。

※審査・決定については、毛呂山町有料広告掲載等実施要綱、毛呂山町町内循環バス広告掲載取扱要綱の定めによります。

▶**問合せ** 役場企画財政課企画係 ☎ 049 (295) 2112 ㊟ 321



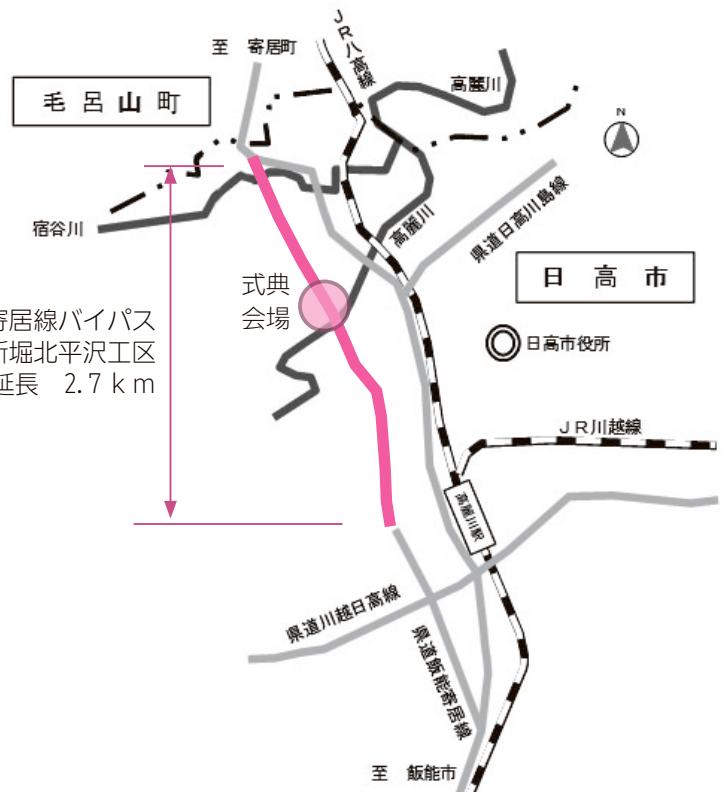
## 県道飯能寄居線バイパス新堀北平沢工区が 12月22日に開通します



日高市四本木二丁目から大字山根までの区間で進めていた県道飯能寄居線バイパス新堀北平沢工区の整備が完了しました。

**12月22日**  
**午後3時～**  
**開通!**

県道飯能寄居線バイパス  
新堀北平沢工区  
延長 2.7 km



開通記念イベント（記念式典）を開催します。

**日時** 12月22日（土）午前10時から

**場所** 北平沢運動場※駐車場はありません。

▶**問合せ** 飯能県土整備事務所 ☎ 042 (973) 2281



## お正月の遊び会

青少年相談員のお兄さんお姉さんと一緒にお正月遊びをしませんか。

- ▶ **日にち** 平成31年1月19日(土)
- ▶ **場所** 総合公園体育館
- ▶ **内容** 凧づくり、人間すごろく等
- ▶ **対象** 町内在住の小学生
- ▶ **定員** 30人(申込者多数の場合は抽選)
- ▶ **料金** 500円
- ▶ **持ち物** 弁当、水筒、運動のできる服装、上履き
- ▶ **申込み期間** 12月7日(金)～12月18日(火)
- ▶ **申込み方法** はがきに、①住所、②氏名(ふりがな)、③性別、④生年月日、⑤電話番号、⑥学校名、⑦学年、⑧保護者氏名を明記して、教育委員会生涯学習課に郵送または持参。

※12月21日(金)以降に抽選結果、詳細を郵送で連絡します。

※兄弟や友だち同士で応募した場合でも、抽選の結果により一緒に参加できないこともありますので、あらかじめご了承のうえ応募してください。

お手伝いをしてくれるお兄さん・お姉さん(中学生から30歳ぐらいまで)を募集します。興味のある方は12月18日(火)までに申込をしてください。



- ▶ **問合せ** 教育委員会生涯学習課学習支援係  
☎049(295)2112 ㊟522



## 第32回 滝ノ入「ゆず祭り」

毎年恒例の特産「桂木ゆず」の販売を行います。

- ▶ **日時** 12月8日(土)、9日(日)  
午前9時～午後3時 ※ゆずが無くなり次第終了
- ▶ **場所** 滝ノ入特産の里直売所(集会所)(滝ノ入295)
- ▶ **内容** 箱入りゆず・冬至用ゆず・手作りこんにゃく・ゆず味噌等特産品の販売・けんちん汁の無料サービスなど 当日はゆずの地方発送を賜ります。
- ▶ **問合せ** 滝ノ入特産の里 ☎049(294)3433 串田



## 音楽のおくりもの ～歌の花たば～



- ▶ **日にち** 平成31年2月17日(日)

▶ **場所** ウィズもろやまホール

▼ **時間・内容・対象**

	午前の部 わいわいコンサート	午後の部 アフタヌーンコンサート
<b>時間</b>	10:00 開場 10:30 開演	13:30 開場 14:00 開演
<b>内容</b>	親子で楽しめるコンサート	癒しのひととき 大人も楽しめるコンサート
<b>対象</b>	0歳から	4歳から

- ▶ **出演 演奏** アンサンブル・ディヴェルターズ  
**歌** 峰岸 由佳

▶ **定員** 午前・午後の部ともに670人(先着)

▶ **料金** 各回1席500円(全席自由)

※座席を利用しない3歳児以下は無料

- ▶ **チケット購入・問合せ** ウィズもろやまにて販売  
☎049(295)3111



## 町公共施設 年末年始の業務案内

町の公共施設は、平成30年12月29日(土)から平成31年1月3日(木)までお休みです。

平成30年12月						平成31年1月			
26	27	28	29	30	31	1	2	3	4
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
年末年始休業									

ただし、下記の施設は、一部休業日を変更しますので、ご注意ください。

日にち	12/27(木)	12/28(金)	H31.1/4(金)
中央・東公民館		休業	
図書館			休業
歴史民俗資料館	休業	休業	休業
児童館		休業	休業
町内体育施設		休業	休業
ウィズもろやま		休業	休業

- ▶ **問合せ** 各施設へ直接お問合せください。



## 「高額介護合算療養費」は 対象の人が申請をすることで支給されます

医療費が高額になり、月額<sup>\*</sup>の限度額を超えた場合、医療保険から「高額療養費」が支給されます。

※医療保険とは国民健康保険・後期高齢者医療制度・被用者保険のいずれかです。

介護サービス費用が高額になり、介護サービス費用が月額<sup>\*</sup>の限度額を超えた場合は、介護保険から「高額介護サービス費」が支給されます。

同一世帯で負担した医療費と介護サービス費用の自己負担分の合算が、下記表の限度額を超えたとき、**申請することで限度額を超えた分を「高額介護合算療養費」として受け取ることができます。**

### ▶ 70歳以上の世帯の限度額

所得区分		限度額
現役並み（上位）所得者		67万円
一般		56万円
低所得者	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円

### ▶ 70歳未満の人が居る世帯の限度額

所得要件	限度額
901万円を超える	212万円
600万円を超え901万円以下	141万円
210万円を超え600万円以下	67万円
210万円以下（下記を除く）	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※限度額を超えた分が500円以下または医療・介護いずれかの自己負担額が0円の場合、「高額介護合算療養費」は支給されません。

▶ **合算期間** 平成29年8月1日から平成30年7月31日までの1年間

※同一世帯内でも、平成29年7月31日時点で加入している医療保険ごとに計算します。

※合算期間中に引き続き国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者だった人には、平成31年1月中旬～2月ごろに郵送で通知します。

▶ **問合せ** ①国民健康保険/役場住民課国保年金係

☎ 049 (295) 2112 ㊟ 136

②後期高齢者医療制度/役場高齢者支援課医療保険料係 ☎ 049 (295) 2112 ㊟ 176

③介護保険/役場高齢者支援課介護保険係

☎ 049 (295) 2112 ㊟ 122

※加入している保険の担当にお問合せください。



## これからの季節、ヒートショックを防いで 大切な家族を守りましょう



ヒートショックとは急激な温度変化が体に及ぼす影響のことです。

室温の変化によって、血圧が急激に上昇したり下降したり脈拍が早くなったりする状態のことを言います。例えば、冬の寒い時期に暖房の効いた暖かい部屋から寒い廊下やトイレなどに行くと、その寒さに「ゾクゾクッ」と震えたことはありませんか？この状態もヒートショックなのです。

私たちの体は、室温の変化によって体温を一定に保つために血管が急激に収縮し血圧や脈拍の変動を起こします。心臓にも思った以上の負担がかかっているのです。

**ヒートショックは、脳梗塞や心臓疾患など命をも脅かすこともあるので十分な注意が必要です。**

### ヒートショックを防ぐ、寒暖差に対応するポイント

#### ①服装のポイント

・首元や足元を冷やさない。首元を暖かくするストール等や、着脱が楽なレグウォーマーなどがあると重宝します。

#### ②入浴でのポイント

・41℃以下のぬるめのお湯にゆっくり入浴。シャワーを活用した浴槽へのお湯は、浴室全体を暖める効果があります。

#### ③睡眠のポイント

・睡眠中は体の水分が失われていくので、寝る前には水分を摂ってから布団に入りましょう。

▶ **問合せ** 保健センター ☎ 049 (294) 5511



## 家屋の新築・増築・取り壊しなどを行った場合はご連絡ください

固定資産税や都市計画税は、毎年1月1日現在に存在する建物の所有者に課税されます。  
下記の3ついずれかに該当する人は家屋調査の対象です。受けていない場合はご連絡ください。

新築・増築をした、  
または年内に新築・増築が  
完成する予定

建物の全部または一部を  
取り壊した

火災・地震などの災害により、  
建物に大きく傷みが生じた

※建物の大きさにかかわらず、物置・車庫などについても課税対象となる場合があります。

▶**家屋調査とは** 家屋を新築または増築された場合、建築年の翌年度からの課税となるため、固定資産評価額を算出するために行います。

▶**家屋調査の内容** 国の定めた基準により、屋根・外壁・天井・内壁・床などの仕上げ部材や建築設備などを確認します。

※キッチンやトイレも確認しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

また、毛呂山町内全域を対象として家屋の現況調査も随時行っています。この調査はより一層の適正な固定資産税評価を行うためのもので、固定資産課税台帳の記載内容と現況の建物が一致しているかを現地で実際に確認します。調査へのご理解・ご協力をお願いします。

※東日本大震災で被災、もしくは福島第一原子力発電所の居住困難区域にある家屋の所有者などが、その代わりとして毛呂山町内に家屋や土地を取得した場合、固定資産税などの特例に該当する場合がありますので下記までご連絡をお願いします。

▶**問合せ** 役場税務課資産税課税係 ☎ 049 (295) 2112 ☎ 191・192



## 事業用資産を持つ人は必ず申告してください

事業用の資産（土地・家屋以外）は、「償却資産」として固定資産税の課税対象です。

償却資産を所有している人は平成31年1月1日現在の状況を申告する必要があります。

▶**申告期限** 平成31年1月31日（木）まで

▶**申告場所** 役場1階税務課資産税課税係

※平成30年度分の償却資産の申告をした人には、申告書を郵送しますので申告期限までに提出してください。なお、申告書郵送の有無にかかわらず、また平成30年中に資産の増減が無くても該当する資産を所有している場合には、必ず申告をお願いします。

▶**償却資産とは** 工場や商店などの経営者（個人経営含む）が所有している事業用の資産で、所得の計算上、損金または経費に算入される以下のものなど

構築物	舗装道路、塀、看板など
機械および装置	旋盤、工作機械、太陽光発電設備など
船舶	海上および水上運搬具など
車両および運搬具	ブルドーザーなど（自動車税・軽自動車税が課税されていないもの）
工具・器具および備品	冷暖房設備、自動販売機、陳列ケース、ロッカーなど

▶**問合せ** 役場税務課資産税課税係

☎ 049 (295) 2112 ☎ 191・192



## 町立小・中学校の臨時職員を募集します

下表のとおり平成 31 年度、町立小・中学校の臨時職員を募集します。

職種	学校用務員	学校事務員	学校給食補助員	学校図書館整理員	学童バス運転手
勤務内容	学校における環境整備、給食配膳	町費会計事務	安全面・衛生面に配慮した給食の配膳	司書教諭および図書館担当教諭の実務補佐	毛呂山小学校児童の送り
応募資格		パソコン操作ができる人(ワード・エクセル)			普通自動車免許を有する人
募集人数	6人	6人	6人	6人	2～3人
勤務日	月～金曜日 (年間 220 日程度)	月～金曜日 (年間 220 日程度)	給食のある日 (年間 197 日程度)	登校日 (年間 209 日程度)	登校日 (週 2～3 日程度)
勤務時間	午前 9 時～午後 2 時 30 分のうち 4 時間 45 分(休憩あり)	午前 9 時～午後 2 時 30 分のうち 4 時間 45 分(休憩あり)	午前 10 時 30 分～午後 2 時 30 分のうち 3 時間(学校により多少時間変更あり)	学校長の指定する時間で 1 日 3 時間 ※夏季休業中 5 日程度(1 日 5 時間の勤務あり)	午後 2 時 30 分～4 時 30 分 ※学校行事によって変更あり
賃金	時給 900 円	時給 905 円	時給 900 円	時給 900 円	時給 965 円
勤務場所	町立小・中学校	町立小・中学校	町立小・中学校	町立小・中学校	毛呂山小学校

▶**勤務期間** 平成 31 年 4 月 1 日(月)～9 月 30 日(月) ※勤務状況により年度末まで更新あり。勤務開始日は職種によって異なります。

▶**選考方法** 面接

▶**申込み** 平成 31 年 1 月 11 日(金)までに履歴書(写真貼付)を下記まで提出(郵送可)

▶**問合せ** 教育委員会教育総務課庶務係 ☎ 049 (295) 2112 ㊟ 511

職種	学力向上支援員	児童生徒支援員	不登校対策相談員
勤務内容	小学生の学習支援・学校の授業支援・土曜学習の支援	小中学生の学校生活全般の支援(通常学級・特別支援学級)	生徒との交流を通して行う相談援助
応募資格	小学校教員免許・中学校教員免許を有する人または取得見込みの人	児童・生徒の健全育成に対して、幅広い見識のある人	生徒の健全育成、教育相談に対して、幅広い見識のある人
募集人数	8 人	14 人	2 人
勤務日	月～金曜日 (年間 174 日程度) ※土曜日勤務あり	月～金曜日 (年間 203 日程度)	月～金曜日 (年間 203 日程度)
勤務時間	1 日あたり 6 時間 30 分	1 日あたり 5 時間	1 日あたり 5 時間
賃金 (平成 30 年度実績)	時給 1,300 円	時給 925 円	時給 1,010 円
勤務場所	町立小学校	町立小・中学校	町立中学校

※学力向上支援員・不登校対策相談員は社会保険加入あり

▶**勤務期間** 平成 31 年 4 月 1 日(月)～平成 31 年 9 月 30 日(月) ※勤務状況により年度末まで更新あり。

▶**選考方法** 面接および論文(400 字程度・用紙指定)

▶**申込み・問合せ** 平成 31 年 1 月 11 日(金)までに履歴書(写真貼付)を下記まで提出(郵送可)

教育委員会学校教育課指導係 ☎ 049 (295) 2112 ㊟ 532